

平成24年(う)第1860号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

裁判所診療所への公務所等照会に関する意見書

2013年7月 日

東京高等裁判所第10刑事部 御中

弁護士 長谷川 直彦

同 大 口 昭彦

同 萩 尾 健太

同 河 村 健夫

この度、三田病院における杉田氏のカルテが公務所照会によって取り寄せられた。露木医師に検討を依頼したところ、このカルテには、杉田氏の症状に関して多くの疑義がある。

1 8月10日のカルテの記載について

さらに、8月10日の武藤医師による記載は、露木静夫医師に依頼して解読してもらったところによると、以下の通りである。

12時頃裁判所にて公務中に暴れられた。後頭部

Loc - (意識喪失なし)、Amnesie - (健忘なし)

No reliable neurological deficit (信頼に足る神経的欠損はない)

CT上 WNL (CT上は正常範囲内)

Xp np (エックス線画像は異常なし) 打撲

しびれ等見られるようなら検査を、と伝えた。

Muto (武藤)

このことから判断されるのは、CTスキャンによってもX線画像によっても全く異常が認められなかった、ということである。

2 翌日から違和感、と記載されていること

杉田氏は、8月10日当日に診察を受ける頃には「首とかそういうのが痛みが激しくなって」「左右曲げると痛い感じだった」、と証言した(杉田27頁)。

この証言は、カルテの記載と明らかに異なる。カルテの8月23日の欄には、「翌日より頸部の違和感持続」と記載されている。8月10日の欄にも、

杉田氏が首の痛みを訴えた記載はない。むしろ「痺れ等見られるなら」と、その時点では強い痛みはないことを前提として、今後症状が出た場合について仮定の形で記載されている。このことからすれば、杉田氏が偽証をなしたものと考える他ない。

3 診断書が作成されていないこと

また、開示されたカルテには、8月10日のプログレスノートには、診断書の作成についての記載がない。これは、8月23日のプログレスノートに診断書作成の記載があることと対照的である。支払いの関係から、診断書作成については必ず記載を要する。そのことからすると、8月10日には実際には診断書は作成されていないと考える他ない。

8月10日のプログレスノートからは、同日、頭部打撲傷と頸椎損傷の診断がなされたことが窺われるが、その後の治療についての指示はなく、薬も処方されていないのだから、「約1週間の加療を要する」との点はねつ造であると考えられる。

4 「労災予定」だったが公務災害扱いにはしていないこと

この診療録の表紙には、記号・番号の欄に「労災予定」（国家公務員なので本来は公務災害）と記載されているものの、結局、傷病名の欄には記載がなく、「労務不能期間」も記載がなく、労務不能に関する「意見書」も作成されていないのだから、公務災害扱いにはしなかったと考えられる。それは、労災扱いにするほどの症状と公務起因性が認められなかったからと考える他ない。

5 杉田氏の症状に関する疑い

以上の点からすると、杉田氏の頸椎に関する症状は、それがあつたとしても、既往歴に関するものである疑いが極めて強い。その点を解明するため、

杉田氏が受診したことのある裁判所の診療所におけるカルテを精査する必要があるので、これについての公務所等照会を必ず採用されたい。

以上